

ベトナムにおけるメディア統制体制の確立と発展

－独立宣言からジュネーヴ協定調印まで－

Establishment and development of media control system in Vietnam : From the Declaration of Independence to the signing of the Geneva Agreement

川崎 拓海

Summary

Vietnam is currently experiencing remarkable economic development as a result of introducing the Doi Moi program at the 6th Party Congress in December 1986. On the other hand, In recent years, Vietnam has put in place an Internet control system to maintain the one-party dictatorship of the Communist Party, violating freedom of speech. The history of media control in Vietnam began immediately after the Declaration of Independence, but the process and control methods leading up to its established have not been studied in detail. Therefore, this study reveals the birth of the first media control system in Vietnam.

This study covered only one section of modern Vietnamese history. The period is from September 2, 1945, when Vietnam declared independence, to July 21, 1954, when the anti-French war ended. During this period, printed matter was forced to pre-apply and censor, and radio was placed under state control. The purpose of media control was primarily to win independence from France, but since the 2nd Congress of the Communist Party of Vietnam in 1951, media control has existed for the reform of national socialism.

はじめに

本稿の目的はベトナムにおけるメディア統制のはじまりと、その発展を明らかにすることにある。

ベトナムでは近年、インターネットに対する統制体制が整備された。現在のベトナム共産党・政府にとって、印刷物やテレビ、ラジオといった他のメディアと比較し、個人による情報発信が容易なインターネットは、共産党の一方独裁体制を崩壊させる可能性のある脅威という側面を持っている。そのため党・政府は、2017年に軍にサイバー部隊を新設、2019年1月1日にサイバーセキュリティ法を施行し、インターネットを統制下に置こうとしている。現在のベトナムは、1986年12月の第6回党大会でドイモイ路線の導入を決

定した結果、経済発展の著しい国という印象が強い。しかしその裏側では、言論の自由が侵害されているのである。

「政治とメディア」、「報道と自由」について考える際、その議論の出発点として言及されることの多い古典に「プレスに関する4理論（以下、4理論）」[山越 2017: 59]がある。これは、1956年にシーバート、ピータスン、シュラムのアメリカの研究者の3人が、古今東西のメディアを分析し、それらを「権威主義理論」¹「自由主義理論」²「社会的責任理論」³「ソビエト共産主義理論」⁴の4つに分類したものである。

最後のソビエト共産主義理論の根幹には、マルクスが基礎を作り、レーニンとスターリンが完成させたメディア観がある。このメディア観では、メディアは社会主義革命の成

功に導くための道具であると見なされ、党の統制下で積極的に利用すべきだと考えられていた。

ベトナム共産党が上記のメディア観を意識し始めたのは、党8中委でチュオン・チンが党第一書記長に選出された1941年のことであった。そして1943年、チュオン・チンは「ベトナム文化綱領」を発表し、ベトナムにおける革命戦略の一環としての文化政策が確立された。これ以降ベトナムでは、民族独立や南北統一、社会主義革命の勝利を勝ち取るため、そして現在では、共産党の一党独裁体制を堅持するための道具としてメディアが積極的に利用されている。しかし、その統制方法などについては、ナチス・ドイツやソ連、中国のそれと比較すると詳細に研究されていない。

そのため本稿はベトナム近代史をいくつかに分けた場合、その最初の区分に当たる1945年9月2日のベトナム民主共和国独立宣言から、1954年7月21日にジュネーブ協定が調印され、第一次インドシナ戦争（以下、抗仏戦争）が終結した期間に焦点を絞り、ベトナムにおけるメディア統制体制について検討する。

1. 時代背景の確認とメディア統制の目的

結論を述べるとベトナムにおけるメディア統制体制は、1946年12月19日に抗仏戦争が勃発する以前に確立され、戦時中にいくつかの修正・変更が加えられていた。

しかし、この当時のメディア統制は、現在のように党の一党独裁体制を維持することを主たる目的としていなかったと考えられる。本稿は、ベトナムにおけるメディア統制体制の確立と発展について論述する前に、その時代背景を確認し、当時のメディア統制の主たる

目的を明らかにする

日本の敗戦に乗り、ホー・チ・ミン率いるインドシナ共産党を中心としたベトミンは、1945年8月19日の八月革命で政権を奪取した。独立宣言前の8月29日、ホー・チ・ミンを首班とする臨時政府が成立した。臨時政府には、カトリックや穏健派ナショナリストといった共産党系以外の人物らも入閣していた。

その後ベトナムは9月2日に独立を宣言したが、日本軍の武装解除を名目に、北部には中華民国軍が、南部にはイギリス軍が進駐した。9月23日、南部にはイギリス軍に代わってフランス軍が入り、ベトナム全域の再植民地化を狙う状況にあった。

そうした中、インドシナ共産党の解散が11月11日に宣言された。これはより広範な階層をベトミンに取り込むために行われ、代わりに理論的な研究活動のみを行うインドシナ・マルクス主義研究会が設立された。ただしこの宣言は偽りのものであり、1951年に開催された第2回党大会（2月11-19日）でインドシナ共産党は、ベトナム労働党への党名変更と活動の公然化を決定した。つまり、ベトナムにおけるメディア統制体制は、共産党の公然活動下で確立されたものではなかった。

1946年に入ると、1月6日に総選挙が行われた。この総選挙では結果に関わらず、親中国国民党のベトナム国民党とベトナム革命同盟会に、一定数の議席を与えることがあらかじめ決定されていた。3月2日には第1期第1回国会が開催され、政府閣僚が正式に任命された。この時も首班はホー・チ・ミンであったが、共産党員だったヴォー・グエン・ザップに代わり、無党派のフィン・トゥック・カンが内務大臣として入閣したことに代表され

るように、共産党員が全ポストを占めることはなかった。これらの共産党の行動は、ベトナム人民が団結し独立を勝ち取ることを優先した結果であった。

1946年はベトナムに正式な政府と国会が誕生した一方、フランスが再植民地化の動きを活発化させた年でもあった。前年9月23日にイギリス軍に代わり南部に軍隊を進駐させたフランスは、1946年1月までに16度線以南の各要地を占領〔米井 1999: 190〕した。また3月16日に中華民国から警備任務を引き継ぎ、北部にも軍を展開させた。

政府閣僚が正式に任命された4日後の3月6日には、仏越予備協定が調印された。同協定はホー・チ・ミンを首班とする政府（以下、ホー・チ・ミン政府）を、フランス連合のインドシナ連邦を構成する自由国と位置付け、その領域はコーチシナを除くものと定めていた。ホー・チ・ミン政府の主権外とされたコーチシナでは、3月26日にフランスの傀儡国家であったコーチシナ共和国臨時政府の樹立が宣言され、6月1日に正式な政府が発足した。

予備協定調印後、ベトナムとフランスは2度にわたり交渉の場を設けた。しかし、4月7日からグラットで行われた会談と、7月6日からバリ郊外のフォンテーヌブローで行われた会談はいずれも挫折に終わった。特に後者の会談に参加するためホー・チ・ミンは、5月31日にベトナムを離れたにもかかわらず、9月14日に予備協定の大筋を確認した暫定協定が調印されたのみに終わった。

完全な独立を求めていたベトナムにとって受け入れがたい状況が続いた中、10月28日から第1期第2回国会が開催された。北部から中華民国軍が撤退後、親中国国民党系の国会議員らは、ホー・チ・ミン政府への協力を

拒み中国に亡命した。そのため、全議員が出席したのではなかったが、この国会の最終日であった11月9日にベトナム初の憲法（以下、46年憲法）が採択された。その内容は国民の財産所有権の保証を規定していた第12条に代表されるように、共産主義的な要素が排除され、ブルジョア民主主義的〔白石 1993: 39〕なものであった。また第10条では、言論・出版・結社・集会・通信・居住・往来の自由が規定されていた⁵。

1946年11月20日、仏越両国はハイフォン港で武力衝突し、最終的にフランス側はハイフォンに艦砲射撃を加えた。そして12月19日に、抗仏戦争が勃発した。戦争勃発に対しベトナムは、12月20日の防衛委員会組織に関する第1号命令の発令⁶、政府機関のベトバック移転、ゲリラ戦をもって徹底抗戦の構えを見せた。

つまり、ベトナムにおけるメディア統制体制は、フランスからの完全独立が最優先された時期に確立されたのであった。この時期の共産党は地下活動を余儀なくされ、国家運営や憲法に非共産党の意向を受け入れざるを得なかった。それは、共産党による全権力の未掌握を意味する。このことから、当時のメディア統制体制は、現在のように共産党の単独独裁体制の維持を目的としたものではなく、主としてフランスからの独立を勝ち取るために整備されたものであったと考えられる。

1947年9月からフランスはベトバックの制圧を試みるも、ベトナムはこれを撃退した。ベトバック戦役と呼ばれるこの戦い以降もベトナムは勝利を重ねていったが、その一方で軍隊の練度や設備の不足により多くの損害を被っていた。それらの情勢が好転したのは1950年であった。この年、ホー・チ・ミン政府はソ連と前年10月1日に誕生した中華

人民共和国と国交を樹立した。二大社会主義国との国交樹立は、ベトナムに独立国家という国際的な地位と武器の援助をもたらし、フランスからの独立戦争を有利にした。こうした国際情勢と戦況の好転があった後の1951年、インドシナ共産党第2回大会が開催された。

先述の通りこの党大会では、ベトナム労働党への党名変更と活動の公然化が決定された。また第2期党中央委員会が選出され、ホー・チ・ミンが新設の党主席に、チュオン・チンが党総書記に再任した。さらにこの大会では、党機関紙『ニャンザン（人民＝Nhân Dân）』の発行が定められ[金 2006: 47]、1949年7月14日に署名された小作料の25%引き下げに関する第78号命令（Sắc lệnh số 78）⁷をはじめとした一連の土地改革の中で、情勢不適合性が徐々に明らかとなっていった46年憲法に代わる「真正の人民民主主義憲法」を制定する方針が掲げられた[鮎京 1993: 93]。すなわち党は、完全独立を勝ち取ることだけでなく、国家の社会主義改造をも視野に入れ始めたのであった。

そして1954年、ディエン・ビエン・フーの戦いでフランス軍に決定的な敗北を与えた結果、ジュネーヴ協定が調印され、抗仏戦争は終結した。

2. 参考資料『官報』について

本稿は、抗仏戦争の期間にベトナムが発行していた官報を参考にした部分が多い。そのため、この官報についていくつかの点を確認しておく。

1945年8月31日、ホアン・ミン・ザム内務省官房長（Đông lý Văn phòng）は内務大臣代理として⁸、インドシナ総督府が発行して

いた官報を廃止し、新たに『ベトナム国民官報（*Việt Nam Dân quốc Công báo*. 以下、官報）』を発行する決定に署名した[*Việt Nam Dân quốc Công báo số 1 1945/9/29*]。この決定は前日の30日に、同じくホアン・ミン・ザムが署名したインドシナ総督府の各組織の廃止と、それらをベトナム臨時政府に併合する決定に基づくものであった。

31日の決定では、総督府発行の官報の廃止日と『官報』の発行日について、明確な日付は明記されず、「9月1日以降」と定められていた。また『官報』の価格に関しても、後程公布するとされていた。このように詳細が決定されていない部分もあったが、31日の時点で次のことが決定していた。例えば内務省が『官報』の印刷と北・中・南部の役所へ発行する責任を負うこと、『官報』には国民に知らせる必要がある法律や政府の命令、各省庁と北・中・南部行政決定を掲載しなくてはならないことである。

しかし、多くの命令や決定が出されるようになるのと、重要度が低いものや逆に軍事に関連する命令や決定は、『官報』に掲載されなくなった。仮にそれらが掲載されたとしても、署名されてから期間が空いた後に行われた。また、全文の掲載は行われなかった⁹。

『官報』の第1号が発行されたのは、ホアン・ミン・ザムの署名から約1ヶ月後の9月29日であった。発行に時間を要した理由としては2つ考えられる。1つ目は、当時のベトナムが政治的に混乱していたことである。先述の通り、当時のベトナムには、日本軍の武装解除を名目に、北部には中華民国軍が、南部にはイギリス軍が進駐していた。9月23日、南部にはイギリス軍に代わってフランス軍が入っていた。

2つ目は、印刷機材が不足していたことで

ある。しかしこの問題は、ホアン・ミン・ザムが9月11日にラ・アクション印刷所を接収する内務省決定に署名したこと [Việt Nam Dân quốc Công báo số 1 1945/9/29] で解決したと考えられる¹⁰。『官報』の印刷が、ラ・アクション印刷所で行われていたのかは不明だが、『官報』は第1号発行以降、休刊することなく定期的に発行されていた。つまり、印刷機材などの確保に時間を要したが、それらを確保した後は安定して印刷が行われていたと考えられる。

10月3日には、『官報』の運営組織などが確立された。この日ホー・チ・ミンが、廃止したインドシナ総督府の各機関の権限の移譲先を規定した第41号命令に署名したのである [Việt Nam Dân quốc Công báo số 4 1945/10/20]¹¹。この命令によると、公文書室官報委員会 (Ban Công báo của phòng Công văn) の全権が内務省に移譲された。これにより、内務省による『官報』の管理体制が確立された。

『官報』は定期的に発行されていたと先述したが、詳しくは、毎週土曜日の発行だった。しかし、この発行間隔は、1946年第47号 (11月23日発行) を最後に、変更を余儀なくされた。独立を容認しないフランスとの対立が激化したためである。12月19日に抗仏戦争が勃発すると、政府機関はハノイからベトバックに移転した。これに伴い、『官報』の機関もベトバックに移転し、さらに発行間隔を1947年1月から、毎月15日の月1回発行に変更した。またベトバック移転後に発行された『官報』は、十分な印刷機材がなかったのか、印刷の質が悪かったことが指摘できる。

1950年7月10日、ファン・ヴァン・ドン副首相は、『官報』の名称変更に関する第31号決定 (Nghị Định số 31-TTg) に署名した

[Công báo nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa số 8 1950/7/15]。この決定により、7月15日発行の『官報』から正式名称が、『ベトナム民主共和国官報 (Công báo nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa)』に変更された¹²。また同決定では、首相府が『官報』の出版と発行の責務を負うと明記されていた。

3. 印刷物の統制体制の確立と発展過程

ベトナムの印刷物に対する統制体制は、新聞に対するものと新聞以外の印刷物に対するものの2つから成立していた。そのうち、最初に完成したのは、新聞に対する統制体制であった。ベトナムが新聞に対する統制体制を明確に確立させたのは、仏越予備協定調印後の1946年3月29日のことであった。この日ホー・チ・ミンが、14の条項から成る報道に関する第41号命令 (Sắc lệnh số 41) に署名したのである [Việt Nam Dân quốc Công báo số 13 1946/3/30]。しかし、1945年9月2日に独立を宣言してから、第41号命令が署名されるまでの期間の新聞は、自由に発行されていたと断言することはできない。

何故なら当時の臨時政府は、インドシナ総督府のメディア統制体制を受け継いでいたためである。総督府の各機関が持っていた権限の委譲先を規定した1945年の第41号命令によると、検閲を司っていた機関であろう情報・新聞・宣伝・検閲局 (Sở Thông tin, Báo chí, Tuyên truyền và Kiểm duyệt) の全権は、宣伝情報省 (Bộ Thông tin và Tuyên truyền)¹³に移譲されている [Việt Nam Dân quốc Công báo số 4 1945/10/20]。

また新聞を発行するには、申請が必要だった。1945年9月19日、ベトミンによって整備された団体である救国文化協会の執行委員

会委員長のグエン・ディン・ティが、新聞の発行に関する新しい条例に基づき、ハノイで英・仏字新聞『共和国 (*The Republic / La République*)』紙を、それぞれ週2回発行することを申請した [*Việt Nam Dân quốc Công báo số 2 1945/10/6*]。この申請に宣伝情報省が賛成し、内務省が9月28日に発行許可を与えた。『官報』によると、これ以降も内務省は第41号命令署名までに、同様の新聞・雑誌発行許可を113の個人と組織に与えている。その中には、国家教育省やハノイ郊外人民委員会 (Ủy ban Nhân dân Ngoại thành Hà nội) といった公的機関などと共に、フランス人も含まれていた。

ベトナム現代史を専門とする栗原によると、1954年から1956年のベトナムでは、私的な出版活動が許容され [栗原 1988: 5] ていた。事前に申請する必要があったとはいえ、外国人にも出版許可を与えていた点を鑑みると、この時点でも私的な出版活動は許容されていたと考えられる。

しかし、確認が可能な範囲では、発行許可決定の条文の数が増減することはなかったが、その規定の細かな内容が二転三転していた¹⁴。発行許可決定の第2条は、新聞の納入を規定したものであった。9月28日の決定では、新聞を発行する度に、3部を内務省新聞事務局 (Văn phòng Báo chí Bộ Nội vụ) に納入することを規定していた。ところが、内務省が26の個人にそれぞれ許可を与えた10月8日の決定では、納入部数と納入先が変更されていた [*Việt Nam Dân quốc Công báo số 6 1945/10/27*]。この日の決定によると、納入する部数は2部に減っていたが、内務省新聞事務局以外に、宣伝情報省新聞事務局 (Văn phòng Báo chí Bộ Tuyên truyền và Cổ động) と、ハノイの北部宣伝情報・新聞委員会 (Ủy ban

Thông tin, Tuyên truyền và Báo chí Bắc bộ) にもそれぞれ2部、合計6部の納入を規定していた。

発行許可の取り消しを規定していた第3条にも変更があった。9月28日の決定によると、発行許可の取り消しは、新聞が発行を停止すると通達してから6ヶ月経った場合、または如何なる理由があろうと、6ヶ月の間停刊していた場合だと規定されていた。しかし、10月8日の決定では、発行許可の取り消しは、新聞が発行を停止すると通達してから3ヶ月経った場合、または如何なる理由があろうと、3ヶ月の間停刊していた場合だと規定されていた。

この他に、発行許可を下した責任の所在を定めていた第4条も変更されていた。9月28日の決定では、内務省官房長のみが責任を負うと規定されていた。ところが10月8日の決定では、北部宣伝情報・新聞委員にも、その責任があるとされていた。

10月8日以降、第2条と第4条の条文に変更はなかったが、第3条、つまり発行許可の取り消しについては、その内容が幾度も修正された。

つまり、新聞に関する条例はあったが、その規定は一貫したものではなかったのである。一貫した規定を持たない制度をもって、体制が確立されていたと断言するのは難しい。また、その条例が新聞の統制を目的としていたとことを示す資料が不足している。そのため筆者は、一連の新聞発行許可決定を根拠として、ベトナムが新聞の統制体制を確立させたとは判断しない。

補足だが、1946年1月31日に、印刷物の納入を規定した第18号命令 (Sắc lệnh số 18) が署名されている [*Việt Nam Dân quốc Công báo số 9 1946/3/2*]。しかしこの命令は、新聞

を含む印刷物をはじめとした文化物を、全国文化物保管局 (Sở Lưu trữ Văn hóa phẩm Toàn quốc) に保管するために定められたものであった。

その一方、ベトナムが第41号命令によって、新聞に対する統制体制を確立させたと断定するのは容易である。なぜなら、同命令は検閲の実施を明文化していたためである。

その第5条によると新聞は、地方検閲局 (Ty kiểm duyệt cấp kỳ)¹⁵ による検閲後に発行されると規定されていた。また、検閲に不服がある場合、新聞の編集長または、管理者は、検閲評議会 (Hội đồng Kiểm duyệt)¹⁶ に申し立てが可能であると、その第6条は規定していた。同評議会は、新聞の編集長・管理者からの申し立ての対処の他に、内務大臣に検閲制度に関する提案を行うことを目的に設けられていた。

また第41号命令は、罰則をもってこの命令を遵守させようとしていた。主な罰則内容は罰金であったが、新聞の没収や印刷所を閉鎖できるといった重い罰も含まれていた。

重い罰則が設けられていたのは、第2条と第5条に違反した場合であった。第5条は上記の通り、発行前の検閲を規定した条項であった。第2条は、全ての新聞は、地方行政委員会 (Ủy ban Hành chính Kỳ) が、発行許可を下した48時間後に発行が可能であることを規定していた。

また第2条は、新聞の発行を申請する際に記載する項目を規定していた。それらは、a) 新聞名と発行周期、b) 管理者と責任者の氏名、年齢、住所、c) 印刷所と印刷場所の3点であった。その3点に変更があった場合、aとbは変更の48時間前に、cは変更後、48時間以内に地区行政委員会に申請する必要がある。変更届を受理した地方行政委員会は、変

更届出人と内務省に、変更届出証明書を発行すると明記されていた。

すなわち、地方行政委員会に申請を行わずに新聞を発行した場合、または地方検閲局の検閲なしに新聞を発行した場合、新聞の没収や印刷所を閉鎖できた訳である。再犯した場合、新聞の編集長、管理者、印刷所長は連帯責任で、5000～1万ドンの罰金を支払わなければならないとも規定されていた。

その一方で、第3条と第4条に違反した場合の罰則は、罰金のみであった。第3条は新聞社の管理者の設置を規定していた条項で、新聞社は必ず公民権を持つ21歳以上の管理者を1人設置することを求めていた。また、新聞に管理者の氏名、印刷所の名前・住所を記載する必要があるとも規定していた。第4条は、新聞の納入に関する内容であった。発行前に新聞を検閲局 (Ty Kiểm duyệt)、発行場所の検事室 (Phòng Biện lý)、内務省新聞局 (Phòng Báo chí Bộ Nội vụ)、公文書保管所 (nhà lưu trữ công văn) に、それぞれ2部納入することを規定していた。

すなわち、管理者を設置せずに新聞を発行した場合、または第4条で定められた場所に新聞を納入せずに発行した場合、罰金の支払いを命じていたのである。しかし、その金額は10～100ドンと、第2条と第5条に違反した場合よりも少額かつ、罰金以外の罰則は設けられていなかった。

第41号命令は、同命令署名以前から発行されていた新聞の編集長に対し、第2条で定められた方法で発行許可を申請しなければならないことと、同命令に反する命令の廃止も規定していた。つまり、一貫性のある規定が打ち出された訳である。

第41号命令が本格的に始動したのは、検閲評議会の議員を指名した第120号内務大臣

決定 (Nghị định số 120 của Bộ trưởng Bộ Nội vụ) が署名された4月18日以降だったと考えられる [Việt Nam Dân quốc Công báo số 17 1946/4/27]。1946年8月1日と29日に発行された『国のため (Vi Nước)』紙には、それぞれ数十行が削除された記事を掲載していた [Vi Nước số 166 1946/8/1; số 186 1946/8/29]。

また1946年3月29日以降、内務大臣が新聞の停刊を命じることもあった。停刊決定が最初に下されたのは、4月6日のことであった [Việt Nam Dân quốc Công báo số 16 1946/4/20]。この時、3日間 (4月8～10日) の停刊を言い渡されたのは、『国のため』紙だった。同紙は7月4日に再び2日間 (7月5～6日) の停刊を言い渡された [Việt Nam Dân quốc Công báo số 28 1946/7/13] 他に、7月20日に『救国 (Cứu Quốc)』紙が1日 (7月22日) の停刊 [Việt Nam Dân quốc Công báo số 31 1946/8/3] を、8月30日に『国家 (Quốc Gia)』紙が1日 (8月31日) の停刊 [Việt Nam Dân quốc Công báo số 37 1946/9/14] をそれぞれ命じられている。

『官報』によると、4月6日、7月20日、8月30日の決定は、各紙が「北部検閲局を害した」ためと説明していた。他方で7月4日の決定は、6月26日に発行された同紙が報道条例に履行していなかったためと説明されていた。しかし、『官報』に掲載されていた決定は、いずれも抜粋文のみであったため、詳細は不明である。不明な点もあるが、この時期のベトナムは、新聞を統制下に置いていたことが窺える。

次に、ベトナムの印刷物に対する統制体制を支えていたもう1つについて検討する。すなわち、新聞以外の印刷物に対する統制体制である。

書籍に対する統制が行われていた例として

は、1946年5月9日、フィン・トゥック・カン内務大臣が、医師のグエン・バックの著書『1945年3月9日のフランス軍抗戦記 (9-3-45 Truyện Kháng chiến của Quân đội Pháp)』 (ハノイ国際出版社発行) の全国的な流通禁止を命じた第138号内務大臣決定 (Nghị định số 138 của Bộ trưởng Bộ Nội vụ) がある [Việt Nam Dân quốc Công báo số 20 1946/5/18]。しかし、これのみをもって統制体制が確立していたとは言い難い。またこの決定は、現行の印刷物出版および書籍の発行条例に基づくものであるとされていたが、その内容は資料の制約上、不明である。

新聞以外の印刷物に対する統制体制が明確に確立したのは、1946年8月20日のことであった。この日、フランスとの交渉のためベトナムを離れていたホー・チ・ミンに代わり、フィン・トゥック・カン内務大臣が主席代理として、販売や発表する意志の有無に関わらず、あらゆる方法で印刷される書籍、絵画、楽譜、地図、写真、広告などの印刷物に関する第159号命令 (Sắc lệnh số 159) に署名した [Việt Nam Dân quốc Công báo số 36 1946/9/7]。

その第1条は検閲のために出版社、印刷所、著者に対し、原稿2部と氏名、年齢、住所、職業が記載された発行申請書を地方検閲局に提出することを規定していた。それらを受け取った地方検閲局が行うべきことは、第2条に規定されていた。第2条によると地方検閲局は、受け取った原稿を30日以内に検閲し、印刷の許可・不許可に関わらず、提出者に原稿1部の返却と、印刷許可を与えるか否かの返答を行う必要があった。

また第7条は、命令を違反した際の罰則を規定していた。その内容は、第41号命令が規定していた罰則と比較すると、厳しい規定

だった。例えば、検閲を受けずに印刷を行った場合、すなわち第1条に違反した場合、第41号命令の規定と同様に、印刷物の没収や出版社、印刷所、販売所の閉鎖が規定されていた。それに加え、内務大臣がその印刷物の流通禁止を命じることも可能とされていた。これは、先述した第138号内務大臣決定をベースにしたものだったと考えられる。

同様の罰則は、第3条（印刷許可を得た証拠として、許可日と許可番号を印刷物の末尾に記すことと、再版する場合には、改めて検閲を通す必要があること）、第4条（印刷物を出版する48時間前にそれを2部、地方検閲局に納入すること）、第6条（印刷許可を与えた地方検閲局の管轄外、つまり別の地方検閲局の管轄で印刷物を印刷する際には、事前にその地方検閲局に許可証を提出すること）に違反した場合にも適応された。

この他にも第7条は、無許可または、没収・流通が禁止された印刷物を出版、印刷、販売した人物と、流通禁止印刷物の配布者と所有者に罰金（前者は500～5000ドン、後者は100～1000ドン）を科していた。すなわち、第41号命令の規定よりも罰則対象者が拡大され、罰金額も増加していたことになる。

以上のことを総括すると、ベトナムの印刷物統制体制について次のことがいえる。第41号命令と第159号命令という2つの柱が支えていたこの体制の統制方法は、多少の相違はあったが、事前申請と検閲だった。そして印刷物統制の責任は、内務省にあった。しかし、内務省は検閲を実施した際に起きた問題の対処などを行うのみで、新聞の発行に関わる情報の収集、検閲といった業務は、下部機関が執り行っていた。

フランスとの戦争が勃発すると、この統制体制に修正が加えられた。1947年2月3

日、ホー・チ・ミンは第12号命令（Sắc lệnh số 12）に署名した¹⁷。この命令は、第41号と第159号、そして1946年12月20日に署名された防衛委員会組織に関する第1号命令（Sắc lệnh số 1）に基づき策定された。

第12号命令の第1条は、新聞と書籍は、地方検閲局の承認後に印刷・発行されることを改めて規定していた。さらに、地方検閲局が行うべき新たな業務を規定していた。それは、新聞の発行される各省への人員の派遣であった。派遣された人員は、新聞の検閲を行うとされていた。

第2条は、第159号命令が適用される印刷物の検閲について規定していた。第2条によると、それらの印刷物の検閲は、地区抗戦委員会（Ủy ban Kháng chiến Khu）の業務であった。地区抗戦委員会は、印刷物が発行される各省に人員を派遣し、印刷物の検閲を行うとあった。

つまりこの命令は、国土が戦場になった状況下でも、印刷物に対する検閲を確実に実行するために策定されたといえる。戦時に即した修正を加えられた一方、第12号命令は全国的な印刷物の流通を拡大させようとする側面も持っていた。

第159号命令の第6条によると、許可を得た地方検閲局の管轄外で、印刷物の印刷や発行を行うのは容易ではなかった。しかし第12号命令の第3条では、その手続きの省略を規定していた。それによると、抗戦委員会が印刷許可を与えた印刷物は、他の地区でも流通が可能であった。また第4条は、地区抗戦委員会が印刷を許可しない場合、作者または印刷者は地方検閲局に申し立てが可能だと規定していた。

第41号命令と第159号命令からの変更点について整理すると、次の2点が指摘できる。

1 点目は、印刷・発行許可の付与や検閲を行う機関の変更である。第 41 号命令では、新聞を発行するには地方行政委員会に申請し、地方検閲局の検閲後に発行されると規定されていた。しかし、第 12 号命令では、地方検閲局が印刷・発行の許可から、検閲まで担っていた。

新聞以外の印刷物は、第 159 号命令の規定によると、地方検閲局が申請から検閲までを担っていた。しかし、第 12 号命令では、地方検閲局は書籍の印刷・発行許可と検閲を行うのみで、その他の印刷物は、地区抗戦委員会が検閲を行うと規定されていた。また、地方検閲局や地区抗戦委員会の人員が各省に派遣されることが規定されたため、印刷物の発行される省での検閲が可能になったという変更点もある。

2 点目は、印刷物の全国流通が容易になった点である。これは印刷物に対する統制よりも、情報戦による勝利を優先した結果であると考えられる。

第 12 号命令以降、印刷物の統制体制は、1956 年 12 月 14 日にホー・チ・ミンが署名した第 282 号命令 (Sắc lệnh số 282) まで、大きな修正や規定の追加は行われなかった¹⁸。つまり、抗仏戦争期の統制体制は、第 41 号命令と第 159 号命令によって確立し、第 12 号命令が戦時に適した修正を行ったものであった。

統制体制の確立までの流れを確認しよう。ベトナムの印刷物に対する統制体制は、新聞の統制を規定した第 41 号命令と、それ以外の印刷物の統制を規定した第 159 号命令の 2 つによって基礎が築かれた。両命令は、印刷物を印刷・発行する前に申請することと、検閲を受けた後に印刷物が発行されることを規定していた。この 2 つの命令が支えていた統

制体制は、一党独裁体制を堅持するためのものではなく、独立を勝ち取るために確立されたと考えられる。

抗仏戦争が勃発すると、上記の 2 つの命令のみでは印刷物の統制が困難であるため、第 12 号命令が策定され、より戦時下に適した統制体制となった。この体制は、抗仏戦争の終結後もしばらく続いた。

4. ラジオの統制体制の確立と発展過程

次に、当時のベトナムのもう一つの重要なメディアであったラジオの統制体制の確立と発展について検討していく。

ラジオの統制体制は、インドシナ共産党の解散が宣言された 11 日後に確立した。印刷物の統制体制確立と比較し、早期に確立した理由としては、ホー・チ・ミンが早急な国営放送局の設立を望み、9 月 7 日にハノイから初放送が行われたことが考えられる。

八月革命でハノイの実権を握ったベトミンにとって、メディアを革命に利用することは急務であった。しかし当時のベトナムの識字率は低かったため、ホー・チ・ミンはヴォー・グエン・ザップ内務大臣とチャン・ファイ・リエウ宣伝情報大臣に、メディアを革命に利用すること、特に国営放送局の早期設立を命令した [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 : 16]。

国営放送局の設立指揮は、北部暫定革命委員会 (Ủy ban Cách mạng Lâm thời Bắc Bộ) の宣伝・情報担当であったスアン・トゥイに任された。8 月 22 日からスアン・トゥイは、チャン・キム・スエン、チャン・ラム、チュー・ヴァン・ティックらと共に国営放送局設立の準備を始め、9 月 4 日に完了させた。準備完了の翌日に開かれた放送局員会議では、公式初放送を 9 月 7 日に行うこと、「Đài Tiếng nói Việt

Nam (以下、VOV¹⁹)」を放送局の正式名称とすることなどが決定された。会議の決定通り7日に初放送は行われ、15日からは、英語とフランス語による放送も開始された [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 : 27]。

このようにVOVは八月革命直後から設立の準備がなされ、設立後はすぐにグローバルに展開していた。その法的地位を明確化させたのは、11月21日にホー・チ・ミンが署名した第61号命令 (Sắc lệnh số 61) であった [Việt Nam Dân quốc Công báo số 12 1945/12/1]²⁰。この命令は電信部 (Sở Vô tuyến Điện) の国防省への編入と、宣伝と情報を司る各管理機関の組織機構について規定していた。それによるとVOVは、設立の貢献者の1人であるチャン・ラムを総裁とする宣伝情報省所属の機関だと規定されていた [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 326]²¹。ここにラジオを国営として統制するところが明確に示されたのであった。所属は宣伝情報省であったが、その技術的な運営の一部には国防省の情報局 (Cục Thông tin) も携わっていた [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 : 326]。またVOVの任務は、ベトナム民主共和国の宣伝・情報発信、特に情報収集と諜報活動であると規定された [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 : 326]。

この時期のベトナムでは、明確な体制が確立していなかったとはいえ、内務省が新聞を統制していた一方、ラジオは宣伝情報省が統制していたのである。すなわち分業体制だったと評価できるが、それは抗仏戦争期を通じて行われた訳ではなかった。

1946年5月3日にホー・チ・ミンが署名した第58号命令により、国内の情報収集とその広報を行う宣伝情報総局 (Nha Tổng giám đốc Thông tin Tuyên truyền) が、内務省に設置された [Việt Nam Dân quốc Công báo số

19 1946/5/11]²²。13日には、フイン・トゥック・カン内務大臣が第145号内務大臣決定に署名した [Việt Nam Dân quốc Công báo số 21 1946/5/25]。それらの決定により、VOVは内務省宣伝情報総局が管轄する機関であると規定された。

宣伝情報総局による管轄は、1954年8月に宣伝省 (Bộ Tuyên truyền) が設立されるまで続いた。しかし同総局は設立以降、数回におよび名称や所属先を変更した。その詳細は省略するが²³、大きな変更としては、第2回党大会後の1951年7月10日に所属先が内務省から首相府に変更されたことが挙げられる。またその翌年4月20日に再び所属先を変更し、さらに組織を改編された結果、政府直属の宣伝文芸局となった。つまり抗仏戦争終盤、VOVは政府直属機関である宣伝文芸局が管轄する放送局という地位にあったのである。

またVOVは、1951年までに新たな放送局を3つ開設した。最初に開設されたのは、南部中央委・政府代表のファン・ヴァン・ドンが設立を指揮し、1946年6月1日にクアンガイ省から初放送を行った「南部の声」放送 (Đài Tiếng nói Nam Bộ) であった²⁴。同放送局は1947年10月7日から1948年1月31日の期間、ハノイからベトバックに移転したVOVの代わりに放送を行っていた [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 39; 329-330]。1947年12月1日には、「南部抗戦の声」放送 (Đài Tiếng nói Nam Bộ Kháng chiến) がタンアン省²⁵に、1951年1月25日には「サイゴン・チョロン」自由放送局 (Đài Phát thanh Sài Gòn-Chợ Lớn Tự do) が、サイゴン近郊のトゥーザウモットにそれぞれ設立された [Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 : 39; 329-330]。これらの放送局は、より広く政府の考えを全国に浸透さ

せるために設立されたものであった。

改めてラジオの統制について確認しよう。ベトナムは国営という手法をもってラジオを統制していた。当初は宣伝情報省がラジオ統制の責務を負っていたが、第145号内務大臣決定により、内務省がその統制を担うようになった。しかし抗仏戦争終盤から、管理する先が首相府、政府直属機関へと変わっていった。

おわりに

ベトナムにおいてメディアを統制するという枠組みは、独立間もない頃に確立し、それは現在も続いている。しかし、ベトナムを取り巻く情勢によって、メディアを統制する目的や手法は異なっていたといえる。

ベトナムにおけるメディア統制体制は、完全独立を勝ち取ることを目的として誕生した。しかし、この抗仏戦争期を通じてこの目的のためにメディアが統制を受けてきたのではないと考えられる。

国際情勢と戦況が好転した結果、1951年に第2回党大会が開催された。実に16年ぶりに開催された党大会の後、VOVを管轄する内務省情報局²⁶は首相府の直属機関となり、翌1952年には、政府直属の宣伝文芸局となった。この所属の変更や組織の再編は、1947年の第12号命令のように、メディア統制体制を戦時に即したものに修正したと考えるのではなく、国家の社会主義改造を推進していくため、ラジオの統制体制を修正したと考えるのが自然であろう。事実1954年8月にVOVの管轄が、政府直属の宣伝文芸局から宣伝省に変更された時、VOVの任務もそれまでのような国家の宣伝・情報発信から、党と政府の宣伝報道に変更されている [Đài

Tiếng Nói Việt Nam 2015: 331]。

1948年に開催された第2回全国文化大会では、チュオン・チンが「マルクス主義とベトナム文化」と題する報告を行い、抗仏戦争期に見合った文化政策が明らかにされた。また1950年7月10日に署名された第31号決定により、首相府が『官報』の出版と発行の責任を負うことになったのを鑑みると、党は第2回党大会以前にメディアに対する認識を変更していた可能性もある。

ともかく、抗仏戦争期間のベトナムにおけるメディア統制体制は、一貫した目的のためにあったのではなかった。印刷物の統制体制は、戦時に即した修正が戦争勃発直後の1947年に加えられたものの、一貫してフランスからの完全独立を勝ち取るためのものであった。その一方でラジオの統制体制は、国際情勢と戦況が好転したことにより、第2回党大会が開催された1951年以降、完全独立を勝ち取るためのものから、国家の社会主義改造のためにあるという色合いを強めたのであった。

また、メディアを統制する一方で党・政府は、印刷物を流通させるための手続きの簡略化や放送局を新たに新設し、メディアの流通を拡大させようとしていた点についても留意すべき点である。

ベトナムを取り巻く情勢は、抗仏戦争終結後も長らく安定しなかった。それは東西冷戦や中ソ対立の世界情勢下、ベトナムが全土の統一や社会主義改造を推し進めた結果ともいえる。南北が統一された1975年以降も、ポル・ポト率いるカンボジアとそれを支援する中国との武力衝突、南部における社会主義改造政策の失敗による社会の停滞、最大の支援国であったソ連の崩壊など混乱が続いた。この混乱の中、メディア統制もメディアを統制する

目的や手法を幾度も修正・変更させたと考えられる。

抗仏戦争期以降のベトナムにおけるメディア統制体制の変遷については、今後の研究課題としていきたい。また資料の制約上、抗仏戦争期のメディアに課せられていた禁止事項を詳細に論述することができなかつたため、これもまた課題であると考えている。

謝辞

本稿の執筆にあたり、アドバイスをいただいた大東文化大学中野亜里教授、拓殖大学政経学部戸田芳明の両氏に感謝の意を表します。

¹ 権力の座にある政府の政策を支持し推進させること、および国家に奉仕すること [シーバート, ピータスン, シュラム 1980: 21] を報道機関の主目的とする理論。

² 真理の発見を助け、政府をチェックすること [シーバート, ピータスン, シュラム 1980: 21] を報道機関の主目的とする理論。

³ 抗争を討論のレベルに引き上げること [シーバート, ピータスン, シュラム 1980: 20] を報道機関の主目的とする理論。自由主義理論の発展的改良版として4理論の著者らが独自に設けた新しいカテゴリー [山越 2017: 60] でもある。

⁴ ソビエトの社会主義制度の成功と持続、および、特に党の独裁制に寄与すること [シーバート, ピータスン, シュラム 1980: 20] を報道機関の主目的とする理論。

⁵ 46年憲法: <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Hien-phap-1946-Viet-Nam-Dan-Chu-Cong-Hoa-36134.aspx> (2020年

10月1日閲覧)

⁶ 第12号命令: <https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-12-sl-ve-viec-an-dinh-che-do-kiem-duyet-bao-chi-va-cac-an-loat-pham-do-chu-tich-chinh-phu-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-ban-hanh-8d49.html> (2019年10月24日閲覧)

⁷ 第78号命令: <https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-78-sl-ve-viec-an-dinh-giam-dia-to-25-muc-dia-to-truoc-19-08-1945-do-chu-tich-nuoc-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-ban-hanh-8e62.html> (2020年10月21日閲覧)

⁸ 内務大臣はヴォー・グエン・ザップであったが、彼は臨時政府主席代理の職務が多忙だったため、ホアン・ミン・ザムが内務省決定の署名を行っていた。

⁹ 一例としては、軍隊の規則を定めた第71号命令がある。同命令の署名は1946年5月22日に行われたが、『官報』への掲載は1946年第34号(8月24日)まで待たなければならなかった。またそれは、第1条から第19条までを省いた掲載であった [*Việt Nam Dân quốc Công báo số 34 1946/8/24*]。

¹⁰ この決定は、臨時政府が6日に発令した物資徴収許可令に基づくものであった [*Việt Nam Dân quốc Công báo số 1 1945/9/29*]。

¹¹ 以降、この命令を指すときは、「1945年の第41号命令」とする。

¹² 正式名称の変更は行われたが、通し番号は以前の名称から継続されたため、この『官報』は『ベトナム民主共和国官報』1950年第8号として発行された。

¹³ 臨時政府設立時に設けられた省庁のひとつ。同省は1946年1月1日、宣伝・大衆指導省 (Bộ Tuyên truyền và Cổ động) と改称するが、5月13日署名の第145号内務大臣決定 (Nghị định số 145 của Bộ trưởng bộ Nội vụ) により、内務省所属の宣伝情報総局 (Nha

Tổng giám đốc Thông tin Tuyên truyền) となった。また11月27日署名の第224号命令(Sắc lệnh số 224)により、情報局(Nha thông tin)と改称された。内務省情報局はその後、1951年7月10日に署名された第38号命令(Sắc lệnh số 38)によって、首相府直屬機関となった。さらに1952年2月24日署名の第83号命令(Sắc lệnh số 83)と、同年4月20日署名の第163号首相決定(Nghị định số 163-TTg)によって、文化芸術部(Vụ Văn hoá Nghệ thuật)と統合され、政府直屬の文芸宣伝局(Nha Tuyên truyền và Văn nghệ)に再編された。

¹⁴ 『官報』に掲載されていた内務省の新聞発行許可決定は、1945年第12号(12月1日発行)から、許可を与えられた人物・組織名、発行場所、発行する新聞の情報(発行間隔、使用言語、紙名)、新聞社の住所のみの掲載となった。

¹⁵ 1946年3月29日時点における地方検閲局の所属は不明である。しかし、同年5月3日にホー・チ・ミンが署名した内務省組織に関する第58号命令(Sắc lệnh số 58)と、5月13日に内務大臣が署名した第145号内務大臣決定により、地方検閲局は、内務省宣伝情報総局(Nha Thông tin tuyên truyền)が監督する機関だと規定された[*Việt Nam Dân quốc Công báo số 17 1946/5/11; số 21 1946/5/25*]。またここでいう「地方」とは、ベトナムを行政上、北・中・南に三分した各地方を指していたと考えられる。

¹⁶ 第41号命令が定めたところによると、検閲評議会は内務省に属する評議会である。構成員は内務省職員、外務大臣が推薦した外務省職員、国防省が推薦した国防省職員、国会が推薦した代表、メディア(新聞)界が推薦した代表の5名であった。

¹⁷ 第12号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-12-sl-ve-viec-an-dinh-che-do-kiem-duyet-bao-chi-va-cac-an-loat-pham-do-chu-tich-chinh-phu-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-ban-hanh-8d49.html> (2019年10月24日閲覧)

¹⁸ 第282号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-282-sl-ve-viec-quy-dinh-che-do-bao-chi-do-chu-tich-nuoc-ban-hanh-8fab.html> (2020年9月8日閲覧)

¹⁹ 英語表記“Voice of Vietnam”の略称。

²⁰ 第61号命令の署名日は『官報』では21日、“70 năm Đài Tiếng Nói Việt Nam (1945-2015)”では22日と記されている。本稿では『官報』に掲載された日付をとる。

²¹ 宣伝情報省は、1946年1月1日に宣伝・大衆指導省に名称を変更した。脚注13を参照。

²² 宣伝情報総局は、宣伝情報省の流れをくむ機関である。脚注13を参照。

²³ 名称や所属の変遷は、脚注13を参照。

²⁴ 第5連区放送、ドンタップムオイ放送局の別名を持っていた同放送は、南部に設立される予定であった。しかし、誕生直後の南部革命政権の基盤が脆弱であったため、中南部のクアンガイ省に設立された[*Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015: 39; 329*]。

²⁵ 現在のロンアン省の一部。

²⁶ 1946年11月27日署名の第224号命令により、宣伝情報総局から情報局に改称した。脚注13を参照。

参考文献・資料

日本語参考文献

鮎京正訓 1993『ベトナム憲法史』日本評論社。

アジア・アフリカ研究所編 1977『ベトナム《上》自然・歴史・文化』水曜社。

石井米雄監修 1999『ベトナムの辞典』同朋社。

一田和樹 2018『フェイクニュース 新しい戦略的戦争兵器』KADOKAWA。

小高 泰 2006『ベトナム人民軍隊 知られざる素顔と軌跡』暁印書館。

木村哲三郎 1996「ベトナム 党官僚国家の新たな挑戦」『アジア現代史シリーズ』第5巻 アジア経済研究所。

金 成蘭 2006『ベトナム戦争期のベトナム労働党による人民動員宣伝：

党機関紙「ニャンゼン」掲載写真を中心に』東京外国語大学博士論文

(<http://repository.tufs.ac.jp/handle/10108/51414> 2020年9月26日閲覧)。

栗原浩英 1988「ベトナム労働党の文芸政策転換過程 (1956年～58年)

—社会主義化の中の作家・知識人—」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.36, pp. 1-26。

桜井由躬雄編 1989『もっと知りたいベトナム』弘文堂。

シーバート, フレッド.S. ピータスン, セオドア.B. シュラム, ウィルバー 1980

『マス・コミの自由に関する四理論』(内川芳美訳) 東京創元社。

白石昌也 1993「ベトナム 革命と建設のはざま」『東アジアの国家と社会』第5巻

東京大学出版会。

ファム・カク・ホエ 1995『ベトナムのラスト・エンペラー』(白石昌也訳) 平凡社。

ベトナム民主共和国外国語出版社編 1974『ベトナム—その文化と歴史と経済—』

(日本ベトナム友好協会訳) 日本ベトナム友好協会。

山越修三編著 2017『入門メディア・コミュニ

ケーション』慶應義塾出版会。

ベトナム語参考文献

Đài Tiếng Nói Việt Nam 2015 70 năm Đài Tiếng Nói Việt Nam (1945-2015). Hà Nội,

Nhà xuất bản Chính trị Quốc gia.

日本語参考資料

外務省調査局第5課 1948『佛印における終戦後の政治経済情勢』。

ベトナム語参考資料 (ベトナム国立図書館電子ライブラリーにて閲覧)

Công báo nước Việt Nam Dân chủ Cộng hòa số 8(1950/7/15) - số 13(1950/12/30).

Vì Nước số 166(1946/8/1), số 186(1946/8/29).

Việt Nam Dân quốc Công báo 1945 số 1(1945/9/29) - số 16(1945/12/29), 1946 số 1(1946/1/5) - số 47(1946/11/23), số 1(1950/1/15) - số 7(1950/6/30).

参考サイト

46年憲法：<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Hien-phap-1946-Viet-Nam-Dan-Chu-Cong-Hoa-36134.aspx> (2020年10月1日閲覧)

第12号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-12-sl-ve-viec-an-dinh-che-do-kiem-duyet-bao-chi-va-cac-an-loat-pham-do-chu-tich-chinh-phu-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-ban-hanh-8d49.html> (2019年10月24日閲覧)

第34号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-34-nam-1945-ve-viec-lap-mot-uy-ban-du-thao-va-de-trinh-quoc-hoi-mot-ban-hien-phap-cho-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-do-chu-tich-chinh-phu-lam--8c2b.html> (2020年10月1日閲覧)

第78号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh->

so-78-sl-ve-viec-an-dinh-giam-dia-to-25-muc-dia-to-truoc-19-08-1945-do-chu-tich-nuoc-viet-nam-dan-chu-cong-hoa-ban-hanh-8e62.html

(2020年10月21日閲覧)

第282号命令：<https://thukyluat.vn/vb/sac-lenh-so-282-sl-ve-viec-quy-dinh-che-do-bao-chi-do-chu-tich-nuoc-ban-hanh-8fab.html> (2020年9月

8日閲覧)

ダクラク省官報：<http://congbao.daklak.gov.vn/lich-su-cong-bao-viet-nam-4.html> (2020年7月

2日閲覧)

ホイアン省人民委員会：<http://hoian.gov.vn/CMSPages/BaiViet/Default.aspx?IDBaiViet=13710>

(2020年10月23日閲覧)

また本稿は、筆者が2019年度に提出した大東文化大学大学院アジア地域研究専攻修士論文『ベトナムの「報道のあり方」から再検証する南北統一前後の時代－中国・カンボジアとの関係を中心に－』を参考にした部分もある。